

平成25年度予算編成方針を次のとおり定める。

平成24年10月22日

登別市長 小笠原 春 一

### 平成25年度予算編成方針

東日本大震災に起因する景気減速から脱し、緩やかに持ち直してきた国内の経済情勢は、本年初夏以降、震災からの復興需要が本格化したことなどから、弱いながらも回復軌道に乗りましたが、本年秋には、世界景気の減速を背景に、早くも回復の動きに足踏みが見られる状態となりました。

今後については、引き続き復興需要が発現し、景気を下支えすることが期待される一方、ヨーロッパ諸国の財政状況に対する危機感が依然として高い中、金融市場の変動や世界景気のさらなる下振れが国内景気に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることに加え、原則として平成26年4月1日より段階的に実施されることとなった消費増税の影響など、国内の経済情勢は一層不透明感を増している状況にあります。

こうした経済情勢の下、国は、本年8月、「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」を閣議決定し、日本再生のための重点分野に大胆に予算を配分しつつも、聖域を設けずに歳出全般を見直し、経済成長と財政健全化の両立を図る考えを示すとともに、地方一般財源の総額については、昨年8月に策定された前回フレームの考え方に則り、フレーム期間中、その総額を平成24年度の水準で維持する考えを示しました。

さらに、本年8月、平成25年度予算の編成にあたって示された「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」においても、地方交付税等については、中期財政フレームとの整合性に留意して要求する考えが確認され、これに基づき行われた概算要求でも、地方交付税に臨時財政対策債を加えた、いわゆる実質的地方交付税について、ほぼ前年度並みの要求額が確保されたところです。

しかし、地方交付税予算額が最終的にどの程度の規模で確保されるのかについては、現在実施されている国家公務員給与の削減などを背景に、予算編成過程で地方歳出の圧縮圧力が働くことも予想されることなどから、今後も慎重にその推移を見守っていく必要があります。

一方、当市の財政状況に目を向ければ、平成23年度決算の実質単年度収支は、実質

的に地方交付税が前年度に比べ減となったことに加え、扶助費や繰出金が増となった影響などから、前年度の黒字から一転して大幅な赤字となり、平成24年度決算見込みについても、評価替のあった固定資産税を中心に市税の大幅な減が見込まれることなどから、財政状況の大きな好転は見込めない状況にあります。

また、中長期的に見ても、生産年齢人口の減少などから、歳入の根幹をなす市税収入に大きな伸びは望めないほか、歳出においては、長引く景気低迷や高齢化の進展を背景に引き続き社会保障費の増嵩が見込まれることに加え、急ピッチで進めてきた下水道整備に係る起債償還がピークを迎えることに伴う公共下水道事業特別会計への繰出金の増嵩が見込まれるなど、一層厳しい財政運営を強いられることが予想される場所です。

こうした財政環境の中、本市も、全国の地方自治体同様、人口減少や少子高齢化に起因する社会経済構造の大きな変化に直面しているところであり、行財政改革や税源涵養策に着実に取り組みながら、子育てや高齢者福祉の分野などで新たな施策の展開を図ることが求められております。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地方自治体の施策展開に大きな変化をもたらしており、本市においても、東日本大震災を教訓に、地震・津波対策に限らず、危機管理体制の強化を図ることが求められています。

こうした状況を踏まえ、本年9月の第3回定例会においては、二期目の市政執行に臨む基本姿勢を表明するとともに、今後4年間の市政運営の根幹となる5つの信条と14の政策を示しました。平成25年度予算は、所信表明後に編成する初めての予算であり、今後4年間で達成すべき事項と達成までの道程を見据えた上で、1年目に取り組むべき事業等を着実に予算に反映する必要があります。

以上の状況認識に立ち、市は、平成25年度予算を次により編成するものとします。

## 記

### 1 安心して暮らせる登別の創造

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国及び全国の地方自治体が危機管理体制・防災体制の強化を図る大きな契機となり、本市においても、東日本大震災の教訓を生かし、高台避難マップの作成や海拔表示看板の整備、自主防災組織の促進などに積極的に取り組んできたところであるが、市民が安心して暮らすことができる環境を整備するためには、一層の努力が求められているところである。

こうしたことを踏まえ、市民の暮らしを脅かす多様な危機に対処できるよう、防災設備の整備や耐震性の低い学校施設の改修などハード面、市民の迅速・円滑な避難や防災意識を高める情報共有体制の構築などソフト面、その両面における取組に重点的な予算措置を行うこととする。

## 2 オール登別による地域の活性化

### (1) 自律的経済構造への転換を目指した経済活性化策の実施

市内の景況感は、国内の経済情勢が東日本大震災の影響から持ち直し傾向に転じた後も、公共事業の減少などを背景に長らく回復の兆しが見られない状況にあったが、市が公共事業の切れ目ない発注に努めたこと、全国的な規模で震災からの復興需要が本格化したことなどから、以前の特に厳しい状態からはやや好転したところである。

こうした状況を踏まえ、引き続き公共事業の発注において地場活用に注力しながらも、公共事業に依存しない自立的経済構造への転換を目指し、市内企業による異業種参入や新分野進出等を目指す取組、小売業者による新規出店や商店街活性化に向けた取組を積極的に支援するとともに、再生可能エネルギーについて、民間の需要を喚起し、市内企業の技術力向上を後押しするなど、その導入促進に積極的に取り組むこととし、これらに資する事業等に重点的に予算措置を行うこととする。

### (2) 新たな観光振興の展開

東日本大震災の風評被害等により大きな打撃を受けた当市の観光産業は、昨年度の特に厳しい状況からは回復したものの、依然として厳しい状況にある。

加えて、人口減少が進展し、長期的には観光市場が縮小せざるを得ない状況の中、既存観光地には、従来の発想に捉われない観光誘客の推進や各観光地の特性を生かした新たなツーリズムの創出が求められているところである。

こうした状況を踏まえ、広域観光圏事業との連携を図りながら、修学旅行や各種大会の誘致に積極的に取り組むとともに、当市の特性を生かしたニューツーリズムの創出、その基盤となるプラットフォームの構築に積極的に取り組むこととし、これらに資する事業等に重点的に予算措置を行うこととする。

## 3 新たな時代に即した地域福祉の促進

「自助・共助・公助」の理念を具現化し、市民一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちづくりを進めるためには、市民同士の結びつきを強め、地域で高齢者や障がい者の方たちをサポートする体制づくりを進めることが必要である。

こうしたことを踏まえ、当市では、平成24年度中に、福祉のまちづくり条例を制定し、これに基づく地域福祉計画の策定を行う予定であり、平成25年度予算においては、同条例及び計画の趣旨に基づき、「共に支え合い助け合いながら、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進するため、市と社会福祉協議会の役割分担を明確化し、同協議会に適切な支援を行うこととする。また、同協議会への支援と併せて、地域で高齢者や障がい者を支える体制の強化に積極的に取り組むこととし、既に取り組まれている既存事業を含め、これらに資する事業等に優先的に予算措置を行うこととする。

#### 4 子どもたちを教え育む体制の充実

核家族化が進展する中、子どもを育てることの難しさは年々高まっており、子育てに関するノウハウの伝授や家族のサポートを受けることができない家庭への支援など、家庭の子育て力・教育力の向上に向けた支援が必要とされている。また、地域社会の変容や家庭の子育て力・教育力の低下を背景に、教育現場で様々な問題が頻出する中、教育現場や地域社会には、「いじめ」や「不登校」等に適切に対処するための体制づくりや地域で子どもを教え育む仕組みの構築が求められているところである。

加えて、安心して子どもを産み育て、魅力ある人間性を育むための特色ある子育て・教育環境を整備することは、人口減少・少子高齢化時代における自治体間競争を生き抜く上で必須の要件である。

こうしたことを踏まえ、若い世代に対する子育て支援や児童虐待防止、学校現場と家庭の連携強化、地域の教育力の向上や特色ある子育て・教育環境整備などに積極的に取り組むこととし、既に取り組まれている事業を含め、これらに資する事業等に優先的な予算措置を行うこととする。

#### 5 枠配分方式による予算編成の継続と事務事業の改廃・改善の促進

平成24年度予算の編成より、1次要求(経常経費)を対象に各部に配分枠を設け、その枠内で各部が自由に予算編成を行う仕組みを導入したところであるが、初年度ということもあり、予算編成段階において、各部が意識的に事務事業の改廃に取り組んだ例は一部に限られた。

こうした状況を踏まえ、本年度においては、事務事業評価と予算編成の連動を強めるとともに、前年度予算編成で問題点が認識された事業等を対象に予算編成レビューを実施したところである。

これら行政評価制度の見直しを踏まえ、平成25年度予算の編成においても、枠配分方式による予算編成を継続した上で、予算編成レビュー等の結果を的確に予算に反映するとともに、長期的に財政効果を生む取組に積極的な予算措置を行うことなどにより、効果的な施策の遂行と施策間における優先順位の明確化を促し、予算編成段階における事務事業の改廃・改善を促進することとする。

(参 考)

◎決算（普通会計）の状況

（単位：千円）

区分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	差引額 ウ（ア－イ）	翌年度へ 繰越すべ き財源エ	実質収支 オ（ウ－エ）	単年度 収支 カ
平成 22 年度	19,897,412	19,166,899	730,513	70,042	A 660,471	▲20,615
平成 23 年度	20,678,551	20,020,147	658,404	42,902	B 615,502	▲44,969

※平成 23 年度単年度収支額=B-A

◎基金等の状況

（単位：千円）

基金等名	平成 21 年度	平成 22 年度 A	平成 23 年度 B	増減 B-A
財政調整基金	524,144	634,664	514,965	▲119,699
減債基金	107,105	107,244	95,396	▲11,848
備荒資金組合納付金	604,397	609,810	615,055	5,245
合 計	1,235,646	1,351,718	1,225,416	▲126,302
特定目的基金	1,109,007	1,266,671	974,908	▲291,763

※ 各年度の年度末残高による。

◎主要財政指標の推移

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
経常収支比率	95.3%	99.6%	98.0%	98.7%	95.1%	99.8%
公債費比率	22.1%	24.1%	22.6%	21.6%	20.4%	20.8%
起債制限比率	15.1%	16.3%	16.8%	16.7%	15.9%	15.6%
財政力指数	0.473	0.483	0.491	0.492	0.475	0.459
実質赤字比率		—	—	—	—	—
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—
実質公債費比率	17.0%	13.7%	14.7%	15.2%	14.6%	14.9%
将来負担比率		78.3%	75.0%	85.2%	80.1%	88.2%

※経常収支比率は、減収補てん債・臨時財政対策債を経常一般財源とした場合の数値

※財政力指数は3か年平均の数値

- 経常収支比率 経常一般財源のうち経常経費に充当された割合を示したもので、財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。
- 経常一般財源 毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用し得る収入のことをいいます。当市においては、市税と地方交付税で経常一般財源の約9割を占めています。
- 公債費比率 公債費の一般財源に占める割合をいいます。この比率が10%を超さないことが望ましいとされています。
- 起債制限比率 市債の元利償還金が標準財政規模に対しどの程度になっているかを示す指標で、元利償還金のうち交付税に算入された分を分母、分子から除いて計算します。この比率が高くなると財政の硬直化に繋がります。
- 財政力指数 地方交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。財政力指数は、1に近くあるいは1を超える（普通交付税の不交付団体）ほど、財源に余裕があるものとされています。
- 実質赤字比率 一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、登別市においては、一般会計と学校給食事業特別会計を合わせた赤字の割合を示すものです。
- 連結実質赤字比率 全ての会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等のほか、上下水道会計や国民健康保険特別会計など全ての会計の赤字額を連結させて算出します。
- 実質公債費比率 起債制限比率について準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、市債の元利償還金に下水道などの公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金等を加えた金額が、標準財政規模に対しどの程度になっているかを示す指標です。
- 将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、地方債残高や退職手当引当金、第三セクター、地方三公社、一部事務組合など関連団体に対する将来的な税などの負担割合を示すものです。